

# 農政改革基本構想

平成16年5月24日  
農林水産大臣 亀井善之

# 農政改革基本構想

## I 農政改革の基本的な考え方

### 1 農政改革が目指すもの

食料・農業・農村は、食料の安定的供給、環境・国土保全等の多面的機能の発揮などを通じて、国民生活や地域経済社会を支えており、今後ともこうした機能が持続的に発揮されることが重要。

これからの食料・農業・農村政策については、国民の期待に応える食料供給、多様な農業・農村を実現すべく、【安全・安心で良質な食料の合理的な価格での安定供給】【食料自給率の向上】【効率的かつ安定的な経営が生産の相当部分を占める構造の実現】【食料産業の国際競争力の向上】【食料の安定供給と多面的機能発揮のために不可欠な農地・農業用水等の資源や環境の保全】【魅力ある農山漁村づくり】【都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現】等を目指すことが重要であり、これらの達成に向けて政策全般にわたる改革を実行していくことが今こそ求められているところ。

このような改革は、長期的にみて、農業・農村はもちろんのこと、都市に住む多くの消費者にもメリットをもたらすもの。

### 2 改革に当たっての基本的な視点

政策改革の検討は、将来にわたって国民の期待に応える「守り」から「攻め」の農政への転換を目指し、次の基本的な視点に立つて行うことが必要。

#### 選択と集中

食料安定供給や多面的機能の確保をはじめとする農業の重要な役割が、一層効率的・効果的かつ持続的に発揮されるよう、農業構造の更なる改革、環境保全の重視などの観点から、各種施策のあり方やその対象を見直し、我が国農業の発展のために真に必要な支援に重点化

#### 国民の食を守る「食料産業」の視点

消費者の支持があってこそ我が国の農業・食品産業の持続的発展が可能

となるとの考えを更に根本に据え、農産物の生産から消費までの一連の過程全体を視野に入れた「食料産業」の活性化や競争力の強化を図ることを通じて、安全・安心で安定的な食料供給を実現し、食料自給率の向上を目指す

### 意欲的な生産者・地域の後押し

消費者・国民の多様なニーズ・期待に真に応えうる農業・農村の実現に向け、生産者や地域自身の創意工夫が一層発揮されるよう施策手法や規制等について所要の改革を実行するとともに、これらの積極的な取組を重点的に支援

### グローバル化の中の農業・農政

国内支持等に対する国際規律の強化にも対応しうる政策体系の構築、経済発展に伴うアジア諸国等における高品質農産物市場の拡大等を視野に入れた政策改革を実行

## II 政策改革の方向

### 1 消費者重視の食料供給・消費システムの確立

－消費者が真に安心し納得できる食生活の実現

#### 食の安全・安心の確保

##### 1) 産地段階から消費段階にわたるリスク管理の徹底

- ・ BSEや鳥インフルエンザのまん延防止対策や、家畜伝染病予防法の改正をはじめとした家畜防疫体制の強化
- ・ 家畜伝染病に関する防疫マニュアルや、緊急事態等の類型別のガイドラインの作成など、関係機関と連携した緊急事態への対処や発生の防止に関する体制の強化
- ・ BSEの発生による米国からの牛肉輸入の停止については、引き続き、国民・消費者の安全・安心の確保を第一に対処
- ・ 農薬や飼料など生産資材の適正使用・管理の一層の推進、カドミウムなどの有害物質対策の拡充等により、安全・安心な食の供給を確保
- ・ 輸出国における農産物のリスク管理対策の調査の実施

## 2) 消費者の安心・信頼の確保

- ・ 消費者と生産者・事業者との意見交換や、情報技術を活用した食品のトレーサビリティシステムの導入等による産地と消費者の「顔の見える関係づくり」を推進
- ・ 厚生労働省と連携し、加工食品の原料原産地表示義務付け品目の拡大などにより食品表示基準をわかりやすく見直し
- ・ 食品表示の監視・指導を徹底し、消費者が安心して食品を選択できる環境を整備
- ・ 生産情報公表JAS規格や有機畜産物JAS規格など、国民のニーズに対応した新たな規格を順次制定

### 食育の推進

- ・ 食生活指針に基づき、米をはじめ、畜産物や野菜、果物、豆類、魚などを組み合わせ、バランスのとれた食生活の実現を図るため、食に関する情報提供の強化やシンポジウムの開催、地産地消への取組の支援などを通じて、「食育」を国民的な運動として展開
- ・ 食品群毎の適正摂取量を示す「日本版フードガイドピラミッド」など、国民にわかりやすい資料を作成し、国民各層へ積極的に普及啓発

### 食品産業と生産者との連携強化及び食品流通の効率化・合理化

- ・ 高齢化社会にも対応した健康・安心食生活の創造に向けて、食品産業と担い手等生産者との間のネットワークの構築、契約取引の推進等により食品産業と国内農業との連携強化を図り、産地開発等を通じた産地ブランドの育成、高付加価値化商品の製品化等を推進
- ・ また、生産サイド・消費サイド両面の期待に応える食品流通システムを実現するため、卸売市場の再編・効率化、産直の推進、無線ICタグなどの新技術を活用した新しい効率的物流管理システムの開発・普及など食品流通の構造改革

## 2 食料安定供給と多面的機能の持続的確保に向けた構造改革の加速化と農業環境・資源の保全の両立

- 一 食料自給率向上の前提となる人（農業経営）と資源（農地・農業用水等）の確保

### 担い手を対象とした品目横断的政策の導入

- ・ 水田作及び畑作について、品目別の価格・経営安定政策から、担い手に支援を集中した品目横断的な仕組みとすることにより、構造改革を加速し、国際規律の強化にも対応しうる政策体系（WTO上の「緑」の政策）に転換
- ・ その際、諸外国の直接支払制度も視野に入れつつ、構造改革の推進、需要に応じた生産の確保、経営規模拡大等の重要性に配慮したいわば「日本型」ともいうべき政策の導入について検討
- ・ 野菜作、果樹作、畜産についても、担い手となる農業者の経営安定等の観点から、施策のあり方について検討

### 環境や農地・農業用水等を保全する政策の確立

- ・ 農地・農業用水等の資源が社会共通資本であることに鑑み、これらの資源を過疎化・高齢化・混住化等の進行や構造改革の進展の中でも適切に保全するため、整備主体の施策体系からこれらストックの保全管理に重点を置いた施策体系への移行の一環として、地域住民、都市住民、NPO等を含む多様な主体の参画のもと地域全体で保全管理する仕組みの構築を推進
- ・ 環境に対する国民の多様な要請に積極的に応え、農業の自然循環機能の更なる発揮等を促進する観点から、こうした取組と一体的に、環境負荷の低減や有機性資源の活用などの環境増進活動を推進
- ・ 我が国の農業生産全体を環境保全を重視した持続的なものに移行するために農業生産活動の規範を策定するとともに、先導的な取組を推進

### 担い手・農地制度の改革

- ・ 施策の効果的発現を推進する観点から、農業者を広く対象とした施策を見直し、対象となる担い手を明確にし、施策の集中化・重点化の一層の加速化を推進。この際、サービス事業体、ヘルパー組織等の主体についても、地域農業における役割に応じて農政上の位置付けを明確化
- ・ 担い手への農地利用集積を促進するための各種施策について検証・見直し
- ・ 一般の株式会社、NPO等のリース方式による農地権利取得や市民農園の開設主体の拡大を認める構造改革特区については、実施状況等についての調査の結果を踏まえ、弊害が生じないと認められる場合、速やかに全国展開に移行

- ・ 食料の安定供給のために必要な農地についての議論をも踏まえつつ、耕作放棄地発生抑制等のための効果的な施策を検討
- ・ 優良農地の保全及び都市住民の農地利用等の多様なニーズに対応したゾーニング、転用規制のあり方について検討
- ・ 農地権利取得要件、農業生産法人要件等の現行制度を検証し、参入規制等の見直しについて検討
- ・ 担い手の経営改善等の政策課題に対応した農林漁業金融の在り方を検討

### 3 未来志向の取組に対する積極的な支援

#### 一 農業者・農村の創意工夫の発揮や挑戦を後押しする基盤づくり

##### 農産物・食品の輸出促進

- ・ アジア諸国の経済発展に伴う所得向上、日本食ブームを契機ととらえ、我が国の高品質な農産物・食品の輸出拡大を目指して、商談・宣伝会や積極的な情報発信等を推進。輸出促進に向けた国内の生産体制・産地づくりや、輸出の経験の乏しい生産者の意欲の増進、取組への支援
- ・ 「農林水産物・食品の輸出促進に関する連絡協議会（仮称）」を新たに設置し、関係省庁、都道府県、ジェトロ、生産団体等間の連携を一層強化。輸出を阻害する外国の制度や、対応すべき動植物検疫措置等についての現状を把握し、その是正等に向けた取組を強化するなどの体制の整備

##### 食料産業の競争力強化に向けた知的財産権等の活用

###### 1) 知的財産権の保護強化

- ・ 我が国における植物の新しい品種を保護するため、国内制度の強化に向けた検討を行うとともに、我が国と同等の制度を整備するようアジア各国等に対して働きかけ
- ・ すばらしい品種や技術を創造する技術開発や、その成果の民間への橋渡しを行う技術移転機関（TLO）によるコンサルティング活動の展開など、知的財産権の取得・利用の促進と侵害防止のための取組の促進

###### 2) 食品等の地域ブランド保護制度の検討

- ・ 地域ブランドの確立を図り付加価値を高める観点から、食品等の地理的表示の保護を強化するための制度のあり方についての調査・検討の実

施

### **国際競争に打ち勝つ新技術の開発と成果普及**

- ・ ポリフェノール、カテキン等食品のもつ多様な健康機能性成分等の解明と製品化、食品表示を科学的に裏付ける果物等のDNA品種・産地判別技術の開発などの国民・消費者の関心に応える新技術の開発の促進
- ・ 小麦・大豆について、いろいろな病気にかかりにくい小麦、機械化に適した大豆等の新品種を開発を進めるとともに、高品質かつ安定多収栽培技術を確立。また、夏場の高温時でも安定生産ができる大規模ハウスでの生産技術等、生産性の向上につながる技術の確立と普及を推進
- ・ 健康機能性成分を多く含む新品種を開発や育種期間を大幅に短縮する技術の開発など、イネゲノムの解読成果等の早期実用化・産業化

### **国産農産物のシェア奪回に向けた生産面での取組強化**

- ・ 顧客の具体的な要望に対応した栽培方法や新品種の導入、出荷時の品質（果実の糖度等）に応じた仕分け、一次加工、パッケージング等、消費者・実需者ニーズに即した高品質・高付加価値農産物の生産・供給を行う産地の体制強化
- ・ 農業経営におけるコストの相当割合を占める生産資材費の低減を実現するため、平成13年度に策定された「農業生産資材費低減のための行動計画」を見直し、その実行を推進。新たな工法を用いた低コスト温室などの技術の導入・普及を推進
- ・ 農協法改正により農協系統が定める経済事業改革指針の法的位置づけを明確化するとともに、農協系統が取り組んでいる生産資材価格の引き下げなどの経済事業改革を促進

### **バイオマス総合戦略の強力な推進**

- ・ エネルギーや高付加価値製品などへのバイオマスの変換技術の開発・実用化を進めるとともに、バイオマスプラスチックの利活用を促進
- ・ 地域におけるバイオマスの効率的な利活用を進める「バイオマスタウン構想（平成22年までに500地区を目標）」の実現に向け、関係府省と連携してバイオマスの利活用を促進

### **農山漁村における「地域自ら考え行動する」取組の促進**

#### **1) 立ち上がる農山漁村・地域再生の推進**

- ・ 地域の個性を生かした自発的・独創的な経営マインドにより、農林水産業を核として、地域経済の活性化と地域雇用の創造に向けて自律的に取り組んでいる先駆的な事例を「立ち上がる農山漁村」として選定し、関係大臣等による現地視察・意見交換等を通じ全国へ発信・奨励
- ・ 「地域再生推進のためのプログラム」に規定されている、遊休化している補助対象施設の転用等による有効活用や農業法人等に対する出・融資の一体的提供の円滑化、森林の整備と漁場環境の改善に係る施策の一体的・総合的实施など、農山漁村地域の再生に向けた取組を推進

## 2) 魅力ある農山漁村づくりの推進

- ・ 地域の創造力を活かした「むらづくり交付金」により、個性あるむらづくりを進めるとともに、「水とみどりの『美の里』プラン21」に即した美しい農山漁村づくりの取組や、新たに制定される景観法に基づく農山漁村地域に特有の景観の形成を図るための取組を重点的に支援
- ・ 地域住民、土地改良区、NPO等の参加を得て、自然と農業生産が調和した田園自然環境を創造するとともに、「田んぼの学校」などの環境教育など、自然再生のための取組を推進

## 3) 都市と農山漁村の共生・対流の一層の推進

- ・ 都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現に向け、民間主体の推進組織である「オーライ！ニッポン会議」との連携強化、グリーン・ツーリズムや農山漁村体験活動の推進等を通じて、国民的な運動を展開。ITを活用した地域の取組を重点的に支援

## 4 政策改革の実行に向けて

- ・ 以上の政策改革の方向に沿ってさらに検討を深め、本年夏に予定されている食料・農業・農村政策審議会における中間論点整理、さらには、来年3月決定予定の新たな食料・農業・農村基本計画を踏まえつつ、可能なものから具体的措置を明らかにし、平成17年度の予算要求を含めた実行プロセスに移行
- ・ また、必要な法律改正については、平成18年通常国会までの法案提出を目指す。